

鎌倉市指定校変更基準

平成 18 年 4 月 1 日施行

	指定校を変更することができる場合		変更を承認する期間	就学指定校変更申立書の添付書類
1	転居	市内転居するため新たな指定校に転校しなければならないが、そのまま在籍校に就学を希望する場合	申立人が希望する期間	
2	転居予定	学区内に転居することが明らかであり、あらかじめ転居予定地先の新たな指定校への就学を希望する場合	転居予定日までの期間 (最長で6ヶ月、特別な事情がある場合は1年以内)	工事請負契約書の写し等 (賃貸の場合は、建物賃貸借契約書の写し等)
3	一時的転居	現住居の新築・増改築のため、一時的に学区外に市内転居する場合で、その転居の期間、在籍校に就学を希望するとき	住居が完成するまでの期間 (一時的な転居の期間、最長で6ヶ月、特別な事情がある場合は1年以内)	工事請負契約書の写し等 (賃貸の場合は、建物賃貸借契約書の写し等)
4	帰宅後の監護者がいない	保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、学童保育所、自営店舗など下校後に生活する区域の指定校以外の学校に通学を希望する場合	申立人が希望する期間	保護証明書 就業証明書 確定申告書(写)等
5	部活動	希望する部活動が指定校に無く、当該部活動がある中学校に入学を希望する場合で、その活動を小学校で1年以上継続的に行っているとき (希望する部活動が隣接校にある場合は隣接校とする。)	卒業までの期間	在籍している学校長の意見書
6	通学距離	自宅から指定校までの距離が隣接校までの距離の2倍以上ある場合で、隣接校への通学を希望するとき	卒業までの期間	
7	小学校の指定校変更を理由とした中学校への入学	指定校変更の承認を受け、卒業まで継続して指定校以外の小学校に在籍しており、卒業する小学校と同じ学区の中学校に入学を希望する場合	卒業までの期間	
8	教育的配慮	いじめや登校拒否、身体的理由などで指定校以外の学校に就学を希望する場合 兄弟が指定校以外の学校に就学していて、弟妹が同じ学校への就学を希望する場合 その他特別な教育的配慮が必要で、指定校以外の学校に就学を希望する場合	必要に応じて設定する期間	理由書 学校長の意見書 診断書等

備考 指定校変更を承認する期間は、最長で、小学校又は中学校を卒業するまでの期間とする。